

定期積金（スーパー積金）



1. 商品名（愛称）	・定期積金（愛称：スーパー積金）
2. ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま
3. 期間（回数）	・1年（12回） 2年（24回） 3年（36回）
4. 掛込方法 （1）掛込方法 （2）掛込金額	・毎月、一定日（払込日）に掛金を分割で払い込みいただきます ・1回あたり1万円以上1,000円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に給付契約金（お利息相当分を含んだ満期金）を払い戻しいたします
6. 給付補てん金 <預金のお利息に相当> （1）適用利回り （2）利払頻度 （3）計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します ・満期日以後に一括してお支払いします ・次の計算式によりお支払いします（小数点第3位以下切捨て） $A \times \frac{n(n+1)}{2} \times \frac{r}{12}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <p>A = 1回の積金額 n = 払込回数 r = 契約時の利回り</p> </div>
（4）税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま：源泉分離課税の場合はお利息に20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります ただし、2012年12月31日までは20%（国税15%・地方税5%）の税金がかかります ・法人のお客さま：総合課税（非課税法人の場合は非課税）
（5）金利情報入手方法	・金利は当行窓口もしくはホームページでご確認ください
7. 手数料	・ - - -
8. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動引落（口座振替）による掛け込みができます
9. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以前にご解約する場合は、次の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した給付補てん金とともにお支払いします 初回掛込日からご解約日までの期間が1年未満の場合 ご解約日における普通預金利率 初回掛込日からご解約日までの期間が1年以上の場合 約定利回り×60%（ご解約日の普通預金利率を下限とします） ・満期日までに掛金総額に達しなかった場合は中途解約扱いとなります
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の掛け込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当した期間繰り延べます ・満期日以後のお利息はご解約日における普通預金利率により計算します ・ご契約時に決定した毎月の払込日は契約期間中に変更することはできません ・預金保険制度により下記の範囲内で保護されます 預金保険制度により全額保護される決済用預金以外の預金と合算して、預金者お一人さまあたり1金融機関ごとに元本1,000万円までとそのお利息等
11. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772